

(照 会 先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
参事(人事担当) 三 上
人事係長 堀 井
電話 022-291-0411

令和7年10月29日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

本日、独立行政法人国立病院機構青森病院の職員に対して、別添のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 三 上
人 事 係 長 堀 井
電話 0 2 2 - 2 9 1 - 0 4 1 1

令和 7 年 1 0 月 2 9 日
独立行政法人国立病院機構
北 海 道 東 北 グ ル ー プ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構青森病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	行為者は、入院患者から療養に関する支援の求めがあったにも関わらず、それを無視するなど、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）」における、虐待と認定される行為（※）を行っていたもの。 ※ 当該行為は自治体による調査の結果、心理的虐待、放棄・放置 等と認定されたもの。
処 分 年 月 日	令和 7 年 1 0 月 2 9 日
処分量定等	(行 為 者) 独立行政法人国立病院機構 青森病院 療養介助専門員（40代 男性） (処分量定) 停職1月15日間